

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	ウェルス・マネジメント株式会社
【英訳名】	Wealth Management, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 千野 和俊
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03 - 6229 - 2129
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 近持 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03 - 6229 - 2129
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 近持 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月27日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

期末配当に関する事項

a. 配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

その内訳

普通配当 30円

配当総額 255,768,840円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

千野和俊、今田昭博、近持淳、三原大介、増田典宏、寺内孝春を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

奥山泰、山田庸男、増田洋介、太田将を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内、その内、社外取締役分は50百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額である年額500百万円以内とは別枠で、監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬として、譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額150百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を1事業年度につき150,000株以内とした上で、取締役に付与するポイント総数の上限は1事業年度当たり75,000ポイントとして設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	67,565	32	-	(注)1	可決 96.33
第2号議案	67,535	62	-	(注)2	可決 96.28
第3号議案					
千野 和俊	66,715	882	-	(注)3	可決 95.11
今田 昭博	66,726	871	-		可決 95.13
近持 淳	67,558	39	-		可決 96.32
三原 大介	67,568	29	-		可決 96.33
増田 典宏	67,568	29	-		可決 96.33
寺内 孝春	67,499	98	-		可決 96.23
第4号議案					
奥山 泰	66,738	859	-	(注)3	可決 95.15
山田 庸男	67,453	144	-		可決 96.17
増田 洋介	66,565	1,032	-		可決 94.90
太田 将	66,658	939	-		可決 95.03
第5号議案	66,554	1,043	-	(注)1	可決 94.89
第6号議案	66,565	1,032	-	(注)1	可決 94.90
第7号議案	66,537	1,060	-	(注)1	可決 94.86

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上